

# 帯広南町保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、帯広南町保育園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次の通りです。

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### ○運営主体

事業者の名所	社会福祉法人帯広若光福祉会
事業者の所在地	帯広市南の森東2丁目8番地5
事業者の連絡先	電話番号 0155(48)6171
代表者氏名	理事長 大越 武治

### ○保育所の概要

施設の名所	帯広南町保育園							
施設の所在地	帯広市南の森東2丁目8番地5							
連絡先	電話番号 0155(48)6171 FAX 番号 同上							
園長氏名	六楽内 千春							
対象児童	生後 8 週間 ~ 小学校就学前の児童							
利用定員	区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
	2号認定	—	—	—	21 人	24 人	24 人	69 人
	3号認定	12 人	18 人	21 人	—	—	—	51 人
	計	12 人	18 人	21 人	21 人	24 人	24 人	120 人
取扱う保育事業	延長保育・特別支援保育							
開設年月日	昭和 55 年 4 月 1 日							

### ○事業の目的 運営方針

（目 的） 本園は、児童福祉法 第 39 条の規定に基づき保育が必要な子の保育を行い、その健やかな成長を図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長とすることを目的とします。

（運営方針） 「自然と共に生き、子ども達の明るい未来を願い地域と連携して心豊かな子どもを育成することを目指します」の理念のもと

1. 良質な水準かつ適切な内容の保育を提供することにより、すべての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されること目指します。
2. 保育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重した保育を提供するよう努める。

3. 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

## 2. 施設及び設備

### ○敷地及び園舎

敷地	敷地全体	2,679.14 m <sup>2</sup>
	園庭	1,435.50 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺造式2階建 平成8年築
	延べ床面積	864.41 m <sup>2</sup>

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	46.39 m <sup>2</sup>	つぼみ組(0歳児)
ほふく室	1室	28.66 m <sup>2</sup>	ひよこ組(1歳児)
保育室	6室	185.38 m <sup>2</sup>	ひよこ組(1歳児) ちょうちょ組(2歳児) はなぞの組(3歳児) にじ組(4歳児) たいよう組(5歳児)
遊戯室	1室	137.7 m <sup>2</sup>	
調理室	1室	34.6 m <sup>2</sup>	
その他	各保育室、調理室(エアコン完備しています)		

## 3. 職員について

### ○職種、員数

(令和6年2月現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
副園長				
主任保育士	1人	1人		
保育士	26人	14人	12人	
看護師				
栄養士	1人	1人		
調理員	6人	1人	5人	
事務職員	1人		1人	
保育士補助	8人	1人	7人	
嘱託医	2人		2人	

※職員数は変動する場合がありますが、保育の提供に必要な職員数以上の職員を、常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

#### 4. 教育保育を行う日・時間

##### ○通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
2号認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～18時00分	・日曜日 ・年末年始(12月29日～1月3日) ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号認定(短時間)	月～土曜日 8時30分～16時30分	
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～18時00分	
3号認定(短時間)	月～土曜日 8時30分～16時30分	

※事情のある時は、臨時に休園日とする場合があります。

##### ○延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
保育標準時間	18時00分～19時00分まで	200円(1日当たり)
保育短時間	7時00分～8時30分まで	30分ごとに50円
	16時30分～18時00分まで	〃
	18時00分～19時00分まで	200円(1回当たり)
※備考 延長保育料は月末精算、翌月10日までに納入		

##### ○利用料等

利用者負担 (月額保育料)	帯広市が定める利用者負担(保育料)	
実費徴収	スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	240円
	3歳～5歳児クラスの給食費(副食費) (主食費)	月額4500円 月額500円
	※毎月25日ゆうちょ銀行より引落し ※副食費免除対象者は主食費のみ徴収	
	行事に関わる費用	実費
その他	紅白帽子代(2歳以上) (運動会や行事用)	実費

#### 5. 提供する教育・保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な保育にそって、子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

[保育方針] 自然と触れ合いが豊かな環境のなかで

- ・基本的な生活習慣が身につくようにし、心身共に自立できるようにします。
- ・愛情と信頼を大切に、一人一人の子どもの健康と安全を十分配慮しながら、豊かな心を育てます。

- ・仲間とともに、生きる力の基礎となる「遊ぶ力」「考える力」「楽しむ力」を育てます。

〔保育目標〕

- ・いきいきとして意欲がありねばりのある子ども
- ・暖かい心を通わせる思いやりのある子ども
- ・ルールを守り協力しあえる子ども

〔保育形態〕〔保育計画〕

- ・年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・0・1・2歳児及び支援を必要とする児は、個別計画も作成する。

## 6. 食事の提供

- ・自園調理とします。  
※行事等（遠足）併せて弁当持参をお願いすることがあります。
- ・献立表は、毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、必ず事前にご相談下さい。

## 7. 年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	入園式
5月	こどもの日、バス遠足、社会見学（年長）
6月	お泊まり会（年長）
7月	こども夏まつり、
8月	七夕
9月	運動会、味覚まつり、総合避難訓練
10月	バス遠足、汽車の旅（年長）
11月	とんがりまつり（生活発表会）、思い出のつどい（卒園児・小6）
12月	クリスマス会、OB会、もちつき
1月	お店ごっこ、ソリスベリ（年中・長）
2月	雪中レクレーション、節分、氷まつり見学（年長）
3月	ひなまつり、卒園式、お別れパーティ

## 8. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

〔2号・3号認定子ども（保育認定）〕

利用者の内定	市町村が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	※入園のしおりを、ご覧ください。

## 9. 嘱託医

○以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	帯広中央病院
医師	前田 修一
所在地	帯広市西7条南8丁目8番3号
電話番号	0155 (24) 2200

○以下の歯科医と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	さかの歯科クリニック
医院（医院）長名	坂野 研
所在地	帯広市西18条南31丁目4-4
電話番号	0155 (49) 6480

## 10. 緊急時における対応方法

[緊急時における対応方法]

- ・ 当園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家庭等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じるものとする。

[事故発生の防止及び発生時の対応]

- ・ 当園は、利用子どもに対する保育の提供により事故が発生したときは、速やかに利用子どもの家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ・ 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のために対策を講じるものとする。
- ・ 当園は、利用子どもに対する保育の提供により損害を賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 11. 非常災害対策

防火管理者	園長 六楽内 千春
消防計画届出年月日	帯広消防署あて 令和3年 4月2日届出
避難訓練	火事・地震・水害・不審者を想定した避難訓練を、年12回実施します。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯を備えています。
避難場所	みなみ野公園、帯広の森コミセン（市の指定）

※総合避難訓練は、年に1回実施。

[管轄する消防署]

消防署名	帯広市消防本部	南 出張所
所在地	帯広市西 6 条南 6 丁目 3-1	帯広市西 17 条南 41 条丁目 5-9
電話番号	0155 (26) 9128	0155 (47) 0436

[管轄する警察署]

警察署名	帯広警察署	稲田交番
所在地	帯広市西 1 条北 1 丁目 1	帯広市稲田町南 8 線西 14
電話番号	0155 (25) 0110	0155 (47) 0313

## 12. 要望・相談・苦情

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園利用相談窓口	
受付担当者	主任（保育士）島口 尚子
解決責任者	園長 六楽内 千春
第 3 者委員	河合 淳 米谷 邦子

## 13. 利用者に対するの保険

本園では、以下の保険に加入しています。

賠償すべき事柄が発生して場合は、速やかに損害賠償を行います。

加入保険の種類	全私保連保険制度「ほいくのほけん」
加入保険の内容	賠償責任保険、園児団体傷害保険
補償金額	賠償責任保険 対人 1 名 1 事故 10 億円

## 14. 守秘業務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当本人が定める個人情報保護規定に基づき取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

### (1) 個人情報の提供

#### ア 保育園児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際に、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録などについて入学予定の小学校へ情報提供を行います。

#### イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

帯広市が認定した世帯所得に基づき保育園の金額の情報は、延長保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

15. 児童虐待の早期発見及び通告の義務について

保育所・幼稚園・学校関係者には児童虐待の早期発見及び通報の義務がありますのでご了承下さい。(児童虐待の防止等に関する法律第5条による)

16. その他の留意事項・お願い

- ・ 利用者の思想・信仰は自由ですが、ほかの利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
- ・ 園の敷地内は、すべて禁煙です、ご協力ください。